

【投 稿】

補遺－『野生動物の法獣医学』の死因から自殺を除外した背景

浅 川 満 彦
(酪農学園大学獣医学類)

本誌でご紹介頂いた拙著^[1]の第2章冒頭に「動物の死は、自殺（自死）以外のほぼすべてにおいて、人の死と同じことが起こる」という一文がある。これは、当該書籍の主要な内容、すなわち、我々が野生動物の死体に向き合った際、その死が人の意思（殺意）が関与したものか、それとも、関与しなかったのかを、それぞれの事例提示に先立ち明言したものであった。材料の状態が通常の獣医病理学的検索に適さない程、変性・変形している多くの野生動物の死体では、可能な限り死因の選択肢を減らして解析する。いや、野生動物に限らず、法獣医学の解析過程は、そういった数多い選択肢を消去法によって蓋然性の高い結果を抽出していく方法が普通であろう。そうすると、野生動物の自殺説は余計な選択肢でしかないと言引に否定した。

案の定、拙著上梓直後に、この決め付けに対し、否定的コメントが寄せられた（本稿末参照）。すなわち、動物でも自殺するのではないかとする見解であった。確かに、哲学・倫理分野などから野生種を含む動物であっても、自殺を否定する根拠はないとする論考が提起されている^[2]。例えば、ある飼育者が動物虐待として「動物の愛護及び管理に関する法律」に違反したと起訴されたものの、後日、動物が自ら致死的な手段を講じたと判明したとなると、冤罪となる危険性が生じる可能性がある。したがって、未来の法獣医学では考慮されるかもしれないが、現時点では動物行動学や脳生理学なども包含する最新の獣医学であっても、このような動物哲学分野から提起された仮説を受容するには至ってはいないと思う。まして、現時点で萌芽状態にある法獣医学が^[3, 4]このような動物自殺説までも冒頭に述べた選択肢に含めるとなったら混乱必至である。本来ならば、このようなことを当該書籍^[1]の中できちんと説明すべきであったが、一般書にはそのような余裕はなかった。遅ればせながら、以上をもって、動物の自殺を除外した背景・理由とした。

なお、自殺ではないが、それに至らない自傷的な行為

は念頭に置くべきかもしれない。治療後、患部を激しく咬み、引っ搔くなどして、深刻な事態になることは動物医療の場ではしばしば経験される。野生動物では、くくり罠にかかった個体の中には「ワイヤーを外そうと自分で指や手を噛みちぎる」などという哺乳類生態学の記録が知られる^[5]。実際、著者もそのような一端を押し量れるような事例に遭遇したことがあった（図1）。当然、動物の自傷行為的な行為は、結果的に身体（死体）上、顕著な病変として認められる場合も多いはずである。よって、「野生動物の法獣医学」の解析上、自傷的な行為は一考すべき事項であることを附記する。



図1. 2022年秋、本州某所のくくり罠に錯誤捕獲されたアライグマ胃内に認められたが手指末端部（著者、未発表）

引用文献

- [1] 安田 準：書評『野生動物の法獣医学』、北獣会誌、66、186（2022）
- [2] Peña-Guzmán DM: Can nonhuman animals commit suicide? Anim Sent, DOI:10.51291/2377-7478.1201（2017）
- [3] 日本法獣医学会：日本法獣医学会とは、<https://www.jvfm.net/>（2020）
- [4] 田村 豊：獣医学の新たな分野、法獣医学とは何か？Eduward Media、<https://media.eduone.jp/detail/11740/>（2022）
- [5] 福江佑子ら：中型哺乳類における錯誤捕獲の現状と課題、哺乳類科学、60、359-366（2020）

註：本文で示した動物の自殺を否定した点に対しての拙著^[1]読者へのコメントは、2022年2月頃に、とあるWEB上で示されたが、2023年2月8日現在、それを確認することはできなかった。そのため、URLなどの明示は不可能であった。